

山梨中央漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	「アユのさくり、ころがし釣り」の区域の拡大及び期間の変更
-------	------------------------------

新旧対照表 (赤下線: 変更部分)

変更案				現行規則			
山梨中央漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則				山梨中央漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則			
第1条～第3条第1項 (省略)				第1条～第3条第1項 (省略)			
第3条第2項 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。				第3条第2項 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。			
ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期間	ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区域	エ、期間
あゆ	さおづりのうちともづり	全域	解禁日の午前4時から11月30日まで	あゆ	さおづりのうちともづり	全域	解禁日の午前4時から11月30日まで
	さおづりのうちさくり、ころがし	<u>全域</u>	<u>9月15日から</u> 11月30日まで		さおづりのうちさくり、ころがし	<u>釜無川</u>	<u>9月1日から</u> 11月30日まで
あまご、いわな	さおづり	全域	3月1日から9月30日まで	あまご、いわな	さおづり	全域	3月1日から9月30日まで
にじます	さおづり	全域	1月1日から12月31日まで	にじます	さおづり	全域	1月1日から12月31日まで
うぐい	さおづり	全域	1月1日から3月31日まで 5月1日から12月31日まで	うぐい	さおづり	全域	1月1日から3月31日まで 5月1日から12月31日まで
うなぎ、ふな、おいかわ、こい	さおづり おきばり	全域	1月1日から12月31日まで	うなぎ、ふな、おいかわ、こい	さおづり おきばり	全域	1月1日から12月31日まで
繁殖保護、乱獲防止のため、あまご、いわなに限り1日1人20尾までとする (区域全域)。 繁殖保護、乱獲防止、危険防止のため、遊漁時間については、全魚種を日の出1時間前から日没1時間後とする (うなぎを除く)。				繁殖保護、乱獲防止のため、あまご、いわなに限り1日1人20尾までとする (区域全域)。 繁殖保護、乱獲防止、危険防止のため、遊漁時間については、全魚種を日の出1時間前から日没1時間後とする (うなぎを除く)。			
第3条第3項～第8条 (省略)				第3条第3項～第8条 (省略)			